

第3回独立行政法人評価制度委員会評価部会 議事次第

日時:平成 27 年8月5日(水)17:20~17:30

場所:総務省第一特別会議室

(合同庁舎2号館8階)

1 中期目標の変更について((独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構))(諮問に対する答申案件)

2 その他

<配布資料>

資料1 中期目標の変更関係資料(独立行政法人勤労者退職金共済機構)

資料2 中期目標の変更関係資料(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

(案)

独 評 委 第 号
平成 27 年 〇 月 〇 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫

独立行政法人勤労者退職金共済機構の中期目標の変更に
ついて（意見）

平成 27 年 7 月 29 日付けをもって意見の求めのあった標記については、意見はない。



厚生労働省発基0729第7号
平成27年7月29日

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫 殿

厚生労働大臣
塩崎 恭



独立行政法人勤労者退職金共済機構第三期中期目標の変更について

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 第3期中期目標 新旧対照表

(下線部が改正箇所)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p>平成 27 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 塩崎 恭久</p> <p>第 1 中期目標の期間 (略)</p> <p>第 2 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p>第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>第 4 財務内容の改善に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p>平成 25 年 3 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1 中期目標の期間 (略)</p> <p>第 2 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p>第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>第 4 財務内容の改善に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。</p>

<p>I 退職金共済事業</p> <p>1 累積欠損金の処理 (略)</p> <p>2 健全な資産運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> 各退職金共済事業の資産運用については、<u>各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施すること。</u> 資産運用について、その健全性を確保するため、<u>「資産運用委員会」による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。</u> また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。 <p>II 財産形成促進事業 (略)</p> <p>III 雇用促進融資事業 (略)</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>	<p>I 退職金共済事業</p> <p>1 累積欠損金の処理 (略)</p> <p>2 健全な資産運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> 各退職金共済事業の資産運用については、<u>外部の専門家からの助言を受け、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施すること。</u> 資産運用について、その健全性を確保するため、<u>第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。</u> また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。 <p>II 財産形成促進事業 (略)</p> <p>III 雇用促進融資事業 (略)</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>
--	---

(案)

独 評 委 第 号

平成 27 年 〇 月 〇 日

国土交通大臣

太田 昭宏 殿

独立行政法人評価制度委員会

委員長 野路 國夫

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の中期目標の
変更について（意見）

平成 27 年 8 月 4 日付けをもって意見の求めのあった標記については、意見はない。



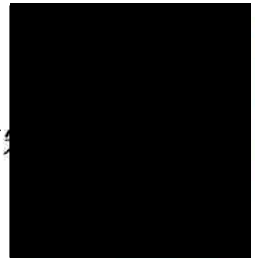
国鉄事第 1 1 1 号

平成 2 7 年 8 月 4 日

独立行政法人評価制度委員会

委員長 野路 國夫 殿

国土交通大臣 太田 昭



独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の第三期中期目標の変更について

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

第3期中期目標新旧対照表（未定稿）

第3期中期目標（改正案）	第3期中期目標（現行）
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(3) 船舶共有建造等業務</p> <p>③ 高度船舶技術の実用化の促進</p> <p>内航船舶の効率的な運航に資するため、募集テーマを環境負荷低減等の政策目的に沿ったものとし、実用化された場合の波及効果を踏まえた助成を行うことにより、高度船舶技術の実用化の促進を図る。</p> <p>また、助成対象事業の選考・評価等に際し、客観性、透明性を確保するため、外部有識者による事業計画及び実施結果の評価を行うとともに、助成先等を公表する。</p> <p><u>なお、当該業務は平成27年度末をもって終了する。</u></p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(3) 船舶共有建造等業務</p> <p>③ 高度船舶技術の実用化の促進</p> <p>内航船舶の効率的な運航に資するため、募集テーマを環境負荷低減等の政策目的に沿ったものとし、実用化された場合の波及効果を踏まえた助成を行うことにより、高度船舶技術の実用化の促進を図る。</p> <p>また、助成対象事業の選考・評価等に際し、客観性、透明性を確保するため、外部有識者による事業計画及び実施結果の評価を行うとともに、助成先等を公表する。</p>
<p><u>(4) 地域公共交通出資等業務</u></p> <p><u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第29条の2の規定に基づき、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付け（以下「出資等」という。）を行う。</u></p> <p><u>本業務を行うに当たっては、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、出資等を行うか否かの決定に際し、当該リスクを適切に評価し、中長期的な収益性が見込まれること等を確認する。</u></p> <p><u>また、出資等を行った事業の進捗状況を適切に把握・評価しつ</u></p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

第3期中期目標（改正案）	第3期中期目標（現行）
<p><u>つ、出資等資金の効率的使用及び適切な回収を図る。</u> <u>これらにより、出資等資金の毀損ゼロを目指す。</u></p>	
<p><u>(5) 特例業務（国鉄清算業務）</u></p> <p>① 年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）（以下「債務等処理法」という。）第13条の規定に基づき、旧国鉄職員の年金の給付に要する費用等について、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。</p> <p>また、土地処分については、都市計画事業の工程等によりやむを得ず処分できていない限られた物件を除き、終了しているところであるが、残存の土地についても、適切かつ早期に処分を図る。</p> <p><u>九州旅客鉄道株式会社の株式については、株式市場の状況、経済の動向、経済財政政策との整合性等にも留意しつつ、平成28年度を目途に適切に処分する。</u></p> <p>なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社 及び日本貨物鉄道株式会社（以下「旅客鉄道株式会社等」という。）の株式については、各社の今後の経営状況の推移等を見極めつつ、適切な処分方法の検討等を行う。</p>	<p><u>(4) 特例業務（国鉄清算業務）</u></p> <p>① 年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）（以下「債務等処理法」という。）第13条の規定に基づき、旧国鉄職員の年金の給付に要する費用等について、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。</p> <p>また、土地処分については、都市計画事業の工程等によりやむを得ず処分できていない限られた物件を除き、終了しているところであるが、残存の土地についても、適切かつ早期に処分を図る。</p> <p>なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、<u>九州旅客鉄道株式会社</u>及び日本貨物鉄道株式会社（以下「旅客鉄道株式会社等」という。）の株式については、各社の今後の経営状況の推移等を見極めつつ、適切な処分方法の検討等を行う。</p>
<p>② 旅客鉄道株式会社等の経営自立のための措置等 機構の特例業務勘定における利益剰余金等の取扱いに関する関係三大臣合意（平成22年12月21日。以下「関係三大臣合意」という。）<u>及び北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の安全対策に対する追加的支援措置について（平成27年6月30日国鉄事第75号）</u>並びに債務等処理法附則第4条及び第5</p>	<p>② 旅客鉄道株式会社等の経営自立のための措置等 機構の特例業務勘定における利益剰余金等の取扱いに関する関係三大臣合意（平成22年12月21日。以下「関係三大臣合意」という。） <u>並びに債務等処理法附則第4条及び第5</u></p>

第3期中期目標（改正案）	第3期中期目標（現行）
<p>条の規定に基づき、旅客鉄道株式会社等（<u>旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第36号）の施行前は、旅客鉄道株式会社等に九州旅客鉄道株式会社を含む。</u>）に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付等（以下「貸付け等」という。）を適切に実施する。また、貸付け等に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。</p> <p>なお、関係三大臣合意並びに同法附則第6条の規定に基づき、並行在来線の支援のため、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを適切に実施するものとする。</p>	<p>条の規定に基づき、旅客鉄道株式会社等_____</p> <p>_____に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付等（以下「貸付け等」という。）を適切に実施する。また、貸付け等に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。</p> <p>なお、関係三大臣合意並びに同法附則第6条の規定に基づき、並行在来線の支援のため、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを適切に実施するものとする。</p>
<p>（6）機構の業務の適切な実施のための取組み （略）</p>	<p>（5）機構の業務の適切な実施のための取組み （略）</p>